

消費者安全専門調査会報告書

～事故情報の活用等の在り方について～

平成29年8月8日

消費者委員会消費者安全専門調査会

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 行政機関等における事故情報の活用等 | 2 |
| 1 事故情報の収集 | 2 |
| (1) 消費者安全法に基づく事故情報の収集 | 2 |
| (2) 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の収集 | 3 |
| (3) 事故情報データバンクにおける事故情報の収集 | 3 |
| (4) 医療機関ネットワークにおける事故情報の収集 | 4 |
| 2 事故情報の公表及び注意喚起 | 5 |
| (1) 消費者安全法に基づき通知された消費者事故等の公表 | 5 |
| (2) 消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大事故等の公表 | 5 |
| (3) 事故情報データバンクにおける公表 | 5 |
| (4) 注意喚起 | 6 |
| 3 事故原因の調査等 | 6 |
| (1) 消費者安全調査委員会による事故等原因調査 | 6 |
| (2) 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等 | 6 |
| (3) 国民生活センターにおける商品テストの実施 | 7 |
| コラム 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける事故情報活用の取組 | 8 |
| 4 事業者における事故情報に関する取組 | 11 |
| コラム TOTO 株式会社の取組 | 11 |
| コラム アイリスオーヤマ株式会社における取組 | 12 |
| コラム 株式会社バンダイの取組 | 13 |
| 第2 事故の未然防止等のための事故情報の更なる活用に向けた分析 | 14 |
| 1 専門委員における分析 | 14 |
| (1) 事故情報の流れから見た効果的な仕組みの構築（藤田 和彦） | 14 |
| (2) 事故情報データの品質向上に向けて（村田 磨理子） | 33 |
| (3) 事故情報の活用等のあり方について 言語解析技術（相澤 彰子） | 40 |
| (4) 事故情報データ分析（市瀬 龍太郎） | 49 |
| (5) テキストマイニングを用いた事故データ分析の試行と考察（西田 佳史） | 56 |
| 2 事業者による分析 | 62 |
| (1) テキストマイニングによる事故内容詳細（自由記述）の分析 | 62 |

| | |
|--|-----------|
| (2) 事故情報活用等における SNS 活用の可能性 | 68 |
| (3) テキストマイニング及び SNS を事故情報分析に活用する際の留意点等 | 68 |
| コラム SNS の特徴 | 70 |
| | |
| 第3 事故情報の公開について | 73 |
| 1 行政機関における情報の公開の流れ | 73 |
| (1) 個人情報保護法制の改正 | 73 |
| (2) 官民データ活用推進基本法の成立 | 73 |
| (3) 事故情報の公開の取組 | 74 |
| 2 事故情報の公開の意義 | 74 |
| 3 事故情報の公開における留意点 | 75 |
| (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 | 75 |
| (2) 消費者に関する情報 | 75 |
| (3) 事業者に関する情報 | 77 |
| (4) ローデータの公開 | 77 |
| (5) 情報の収集・集約段階 | 78 |
| (6) 事故情報の利用に関するルール | 78 |
| (7) 事故情報の公開による責任等 | 78 |
| 4 小括 | 79 |
| | |
| 第4 海外における事故に関する情報の活用等 | 80 |
| 1 米国 | 80 |
| (1) NEISS | 80 |
| (2) その他のシステム | 82 |
| 2 欧州連合 | 83 |
| (1) 情報の収集 | 83 |
| (2) 欧州委員会による情報の分析と公表 | 83 |
| (3) 情報の公開と民間における活用 | 84 |
| 3 小括 | 84 |
| (1) 日本と欧米の比較 | 84 |
| (2) 入力事項のコード化の必要性 | 84 |
| (3) 海外との事故に関する情報の共有 | 85 |
| | |
| 第5 事故情報の更なる活用に向けた提言 | 86 |
| 1 事故情報データの品質の向上 | 87 |

| | |
|--|----|
| (1) 入力方法の整理 | 87 |
| (2) データ入力者のスキルの向上と入力フォーマットの技術的支援 | 88 |
| (3) 把握が困難と考えられる事故情報の収集 | 88 |
| (4) 事故情報データバンク参画機関の連携・情報交換 | 88 |
| 2 新たなデータ分析の活用 | 88 |
| (1) 新たなデータ分析技術の活用 | 89 |
| (2) SNS 上の事故情報の分析 | 89 |
| (3) 消費者安全専門調査会における分析結果の検討 | 89 |
| 3 事故情報を伝達する新たな仕組みの構築 | 90 |
| (1) 新しい事故情報の公表 | 90 |
| (2) 体験と参加を促進する仕組み | 91 |
| 4 事故に対して講じた施策の効果の評価 | 91 |
| 5 事故情報の公開の促進 | 91 |

はじめに

消費生活において生じた生命・身体に係る事故等¹に関する情報（以下「事故情報」という。）は、消費者庁において一元的に集約されている。消費者庁に集約された事故情報は、事故情報データバンクに登録され、平成29年3月末時点で、約20万件の事故に関するデータが蓄積されている。

消費者庁では、これらのデータを踏まえ、消費者に対する注意喚起を行う等、事故情報の活用については一定の取組を行っている。

今般、消費者委員会は、事故の未然防止等につなげていくため、これらのデータの一層の活用を図ることが可能ではないかとの問題意識に立ち、事故情報の分析手法の充実の観点から、分析におけるテキストマイニング²、人工知能（AI）、統計的処理の活用の可能性に着目した。

このため、消費者安全専門調査会において、データ分析の専門家等である専門委員が、事故情報データバンクに登録されている事故に関するデータを用い、それぞれの専門の見地から、具体的に分析手法の検討等を行った。

本報告書は、これらの検討結果を中心に、取りまとめたものである。

第1では、現在、消費者庁等が行っている事故情報の収集、公表・注意喚起、事故原因の調査について整理した。

また、事業者が、どのように事故情報を収集し、分析・活用しているかについて、紹介する。

第2では、まず、消費者安全専門調査会専門委員による、実際に事故情報データバンクのデータを精査して行った検討・分析結果をまとめた。

さらに、事業者による、テキストマイニングツールを用いて事故情報データバンクのデータやSNSに書き込まれた情報を分析した結果を紹介する。

第3では、事故情報の公開の考え方について整理した。

第4では、海外における事故情報の分析・活用等の方策について、米国を中心紹介する。

第5では、事故情報の更なる活用に向けて、消費者安全専門調査会としての提言をまとめた。

本専門調査会は、関係行政機関等において、本報告書を参考に、事故情報の更なる活用に向けた、一層の取組が進むことを期待する。

¹ 消費者の生命・身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態をいう。

² 自由な形式で記述された文章を単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や相関関係、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す、テキストデータの分析方法。